

2901110057

30全商工連第321号  
平成30年7月19日

ジグテックプレシジョン株  
代表取締役 平間 勝也 殿

全国商工会連合会  
会長 森 義久



平成29年度補正予算  
小規模事業者持続化補助金交付決定通知書

小規模事業者持続化補助金交付要綱第6条第1項の規定により、平成30年5月18日  
付けて申請がありました小規模事業者持続化補助金については、次のとおり交付すること  
を決定しましたので、同要綱第7条第3項の規定により通知します。

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成30年5月18日付けて申請のあった、  
小規模事業者持続化補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。
2. 補助対象経費および補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変  
更された場合における補助対象経費および補助金の額については、別に通知するところ  
によるものとする。

補助対象経費	金	775,000 円
補助金の額	金	500,000 円

3. 補助金の額の確定は次によるものとする。  
補助金の確定額は、補助対象経費の実支出の2／3または配分された補助金の額のい  
ずれか低い額とする。
4. 小規模事業者持続化補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第10条第1項た  
だし書に規定する「別に定める軽微な変更」とは、次の各号に定める場合の変更をいう。
  - (1) 補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない  
事業計画の細部を変更する場合。
  - (2) 補助事業の経費の配分  
交付要綱の別表1（第4条関係）に記載された「補助対象経費の区分」相互間に  
おいて、いずれか低い方の20%以内の変更をしようとする場合。
5. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律および同法施行令、  
経済産業大臣の定める「小規模事業者販路開拓支援事業費補助金交付要綱」、および交  
付要綱で定めるところに従わなければならない。